



8. 地域貢献情報

当JAは、松山市、伊予市、東温市、伊予郡及び喜多郡内子町小田地区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAの資金は、その大半が組合員のみなさまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員のみなさま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、地域の協同組合としてJAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、農業や助け合いなどによる社会貢献に努めています。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金の残高

組合員をはじめ地域のみなさまからお預かりしている貯金の残高は下記の通りです。

(単位：百万円)

種 別	残 高
当座性貯金	61,680
定期性貯金	168,061
合 計	229,741

平成23年3月末現在

(2) 貯金の商品

貯金の商品は、当座性貯金（総合・普通・当座他）から定期性貯金（定期積金・定期貯金・財形貯蓄等）など各種目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。（詳しくはP23の商品案内参照）

毎年夏冬の2回“ボーナスキャンペーン”を実施し、ちょきんぎょグッズなどをプレゼントしています。

また、趣味と実益を兼ねた目的型定期積金（グルメ定積・旅行定積）を発売するとともに、味覚友の会や湯けむり友の会の会員を各支所で随時募集しています。

さらに、年金受給者を対象に年金受給者優遇金利定期貯金（金利上乘せ）も取り扱っています。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金の残高

下記の通り資金を必要とする地域の組合員のみなさまや地方公共団体等へ貸出しをしています。

(単位：百万円)

区 分	残 高
組 合 員	62,510
地方公共団体等	2,413
そ の 他	3,213
合 計	68,136

平成23年3月末現在

(2) 融資商品

貸出金の商品は、住宅ローンをはじめ教育ローン、マイカーローン等の各種ローンから農業者向けの制度資金等各種取り揃えておりますので、目的に合わせてご利用いただけます。（詳しくはP25の商品一覧参照）

3. 文化的・社会的貢献に関する事項

当JAは、事業活動を通じて地域社会の一員としてより良い地域社会づくりに積極的に参加し、地域のみなさまとのふれあいを大切にしています。

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- ① 産業祭等各種農業関連イベントや地域活動への協賛・後援

各地区で農業祭、JAまつり等を開催し地域のみなさまとのふれあいを大切にしています。また、地区行事へも積極的に参加・協賛しています。

- ② 高齢者福祉事業への取組み（デイサービス事業・居宅介護支援事業・訪問介護事業）
伊予市「もものさと」、松山市「サンケア潮見」「サンケア坂本」の3ヶ所でのデイサービスや、介護訪問・生活援助・身体介護等社会のニーズに応えるべく、JAらしさを生かした高齢者福祉事業に取り組んでいます。
 - ③ 年金相談会の開催
各地区で年金に関する相談会を定期的に開催しています。
 - ④ 顧問税理士による税務相談会の開催
相続や譲渡等の税金に関する相談に顧問税理士がお答えしています。
 - ⑤ 資産管理セミナーの開催
資産の活用・運用について、専門家を招きセミナーを開催しています。
 - ⑥ 小中学校を対象としたポスター、書道のコンクールの開催
小学生・中学生を対象にJA全共連主催のポスターと書道のコンクールに参加、文化や芸術の意識高揚に努めています。
 - ⑦ 農業体験学習の開催（小中学生対象）
各地で青壮年部員やJA職員が次世代を担う子供を対象に、農業体験学習会を開催し、作る苦労や収穫の喜びを実際に体験してもらい農業への理解を深める運動を展開しています。
- (2) 利用者ネットワーク化への取組み
- ① クロッカー・ゲートボール大会の開催（各地区年金友の会）
各地区の年金友の会主催によるクロッカー大会等を開催し、会員相互の親睦を深めています。
 - ② たすけあい組織「ひだまりの会」の活動
「ひだまりの会」はホームヘルパーの資格を持った人の助け合い組織で、各地区でミニデイサービスを実施し地域と密着した活動を行っています。
- (3) 情報提供活動
- ① 広報誌「JAえひめ中央」を毎月1回（21,500部）発行
管内の出来事や、JAの情勢、農作業管理情報などを定期情報として提供しています。
 - ② インターネットを通じた情報の提供
ホームページ（<http://www.ja-e-chuo.or.jp>）を通じて組合の紹介をはじめイベント情報、直売所情報等を提供しています。
また、営農相談コーナーを設けて農家組合員をはじめ家庭菜園等農業に関する相談に専門の指導員が個別に対応しています。なお、子供向けの相談コーナーも設けています。

9. リスク管理への取り組み状況

法令遵守体制

JAえひめ中央は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

JAえひめ中央は、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。



【コンプライアンス基本方針】

1. 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った、事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

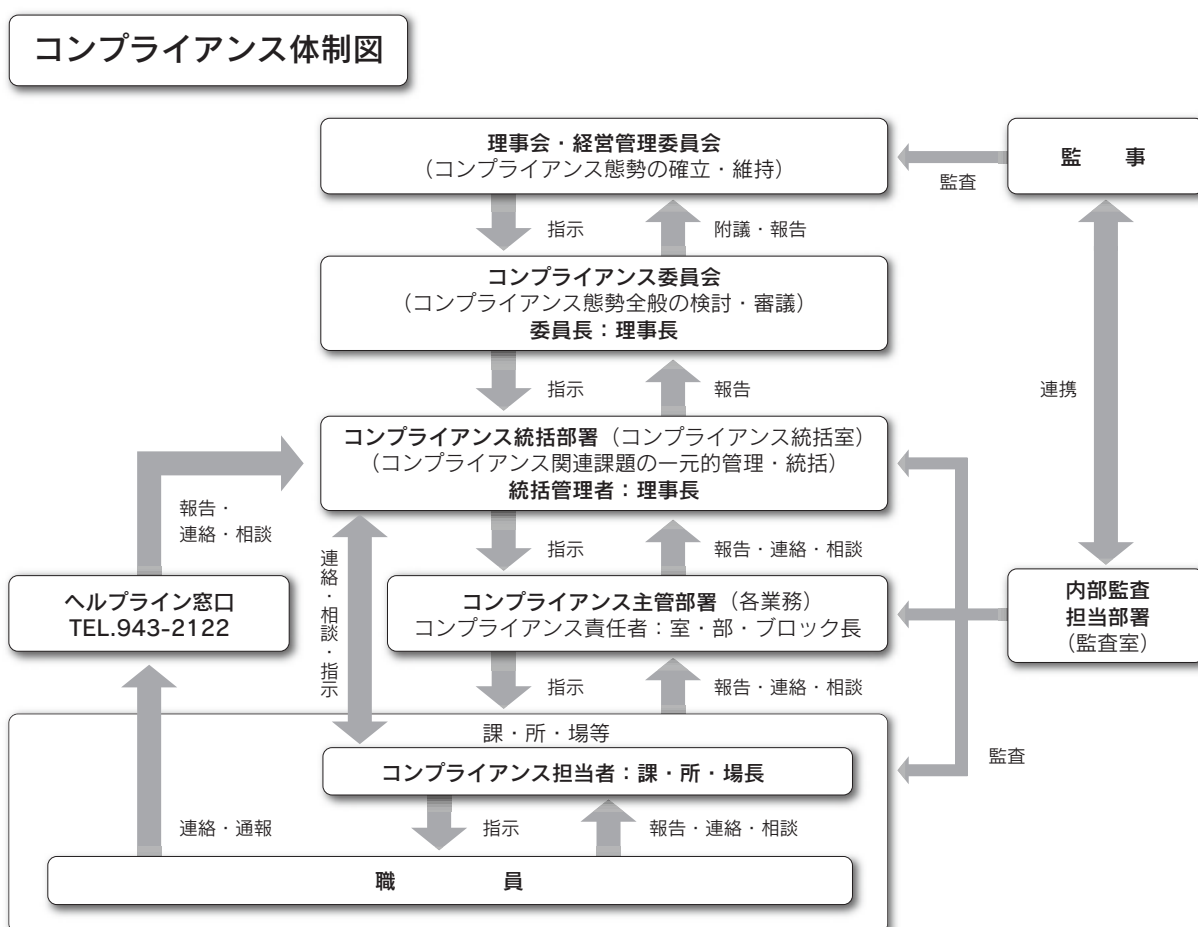
【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス責任者及び担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、「苦情・相談受付窓口」を設置しています



リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会及び経営管理委員会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリ



スクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ実施手順書」を策定しています。

貸出に関する経営方針（クレジットポリシー）

クレジットポリシーは、貸出業務の行動規範というべきものであり、当組合の貸出に係る基本方針を定めるものである。貸出業務の運営に当っては、法令・定款・規約・諸規定等を遵守し、優良な貸出資産の形成に努めることにより、農業専門金融機関として、地域農業の振興と農家経済の安定・向上を目指すとともに、組合員並びに地域住民の信頼に応え、地域社会の発展に貢献する地域金融機関としての責務を果たしていくものとする。

1. 貸出の対象

貸出対象については、農協法その他の法令に定める貸出適格者であることはもとより、貸出先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力等を十分に把握・検討したうえで貸出を行う。

2. コンプライアンスと当組合の社会的信頼

貸出業務を遂行するに際しては、各種法令を遵守し、社会的規範にもとることのないよう、常に誠実かつ公正に行動する。健全な倫理観に基づく貸出判断をすることによって、地域社会における当組合の信用と信頼をさらに高めていくよう努める。

3. 貸出業務における自己責任の原則

貸出業務には絶えず信用リスクが内包されていることを認識し、自己責任において、貸出業務の健全性と適切性を確保するよう努める。

4. 安全な資産運用と適正な収益の確保

資産を安全に運用し、適正な収益を確保するためには、一時的な成果にとらわれることなく、長期的な視野で判断し対応する。

5. 資産の健全化

厳格な自己査定等を実施し、常に自らの資産状況を正確に把握することにより、資産の健全化に努める。

6. 貸出決裁権限

貸出決裁権限は、職務規定に定める専決基準に基づき、これを厳格に運用する。

7. ポートフォリオ管理

信用リスク分散の観点から、貸出資産のポートフォリオ管理を的確に実施し、特に、特定の取引先・取引先グループ等に与信が集中することのないよう、信用リスクのコントロールに努める。

個人情報保護方針

えひめ中央農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報 を適正に取扱うために、個人情報 の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。
個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

えひめ中央農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。



2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解いただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等の整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付は、各金融店舗で実施しており、受付時間は午前9時～午後5時（土曜、祝祭日を除く）となっております。

【紛争解決措置の内容】

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

- 愛媛弁護士会紛争解決センター （電話：089-941-6279）
- 愛媛県JAバンク相談所 （電話：089-948-5656）

なお、愛媛弁護士会紛争解決センターについては、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

- （社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）
- （財）自賠責保険・共済紛争処理機構 （電話：本部03-5296-5031）
- （財）日弁連交通事故相談センター （電話：本部03-3581-4724）
- （財）交通事故紛争処理センター （電話：東京本部03-3346-1756）

金融円滑化にかかる基本的方針

当JAえひめ中央（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 当JAは、農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努

めてまいります。

(2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 金融事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所・事業所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会及び経営管理委員会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。